回覧

野犬掃とうの実施について

留寿都村畜犬取締及び野犬掃とう条例（平成４年留寿都村条例第８号）第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり野犬掃とうを実施するのでお知らせします。

下記の実施期間中においてけい留されていない犬については、人や家畜に危害を及ぼすおそれがあるため、捕獲し処分を行う場合がありますので、飼い主の方は、飼い犬のけい留の徹底についてご協力をよろしくお願いします。

記

１．実施期間　　自　令和　５年　５月　１日
　　至　令和　６年　３月３１日

２．実施区域　　留寿都村全域

３．実施方法　　捕獲及び処分

（お問い合わせ先）
留寿都村役場住民福祉課　☎０１３６－４６－３１３１